

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る申請手数料表

令和3年4月1日現在

○建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建物用途	床面積等	消費性能向上計画の認定を受けた複数建築物のうち他の建築物	標準計算 (標準入力法)	簡易計算 (モデル建物法)
建築物	～300㎡未満	11,000円	267,000円	102,000円
	300㎡以上 ～1,000㎡未満	19,000円	334,000円	130,000円
	1,000㎡以上 ～2,000㎡未満	31,000円	432,000円	171,000円
	2,000㎡以上 ～5,000㎡未満	94,000円	616,000円	277,000円
	5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	149,000円	759,000円	362,000円
	10,000㎡以上 ～25,000㎡未満	188,000円	898,000円	435,000円
	25,000㎡以上	235,000円	1,024,000円	510,000円

○建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

建物用途	床面積等	消費性能向上計画の認定を受けた複数建築物のうち他の建築物	標準計算 (標準入力法)	簡易計算 (モデル建物法)
建築物	～300㎡未満	5,500円	133,500円	51,000円
	300㎡以上 ～1,000㎡未満	9,500円	167,000円	65,000円
	1,000㎡以上 ～2,000㎡未満	15,500円	216,000円	85,500円
	2,000㎡以上 ～5,000㎡未満	47,000円	308,000円	138,500円
	5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	74,500円	379,500円	181,000円
	10,000㎡以上 ～25,000㎡未満	94,000円	449,000円	217,500円
	25,000㎡以上	117,500円	512,000円	255,000円

※省エネ基準に適合する義務及び省エネ適合性判定を受ける建築物は、次に掲げる建築行為です。

(令和3年4月1日より対象床面積の改正あり)

- ① 非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を新築する場合
- ② 非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物で増築又は改築する非住宅部分が300㎡以上の場合
- ③ 非住宅部分の増築部分が300㎡以上で、かつ、増築後に非住宅部分の床面積が2,000㎡以上になる場合
- ④ 非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上である既存建築物（平成29年4月施行の際に現に存するもの。以下同じ。）に増築又は改築する場合（増築又は改築する非住宅部分が300㎡以上に限る。）で、増築又は改築する面積が増築又は改築後の全体面積の1/2を超える場合
- ⑤ 既存建築物に非住宅部分が300㎡以上の増築又は改築する場合で、かつ、増築又は改築後の非住宅部分の床面積が2,000㎡以上になり、増築又は改築する面積が増築又は改築後の全体面積の1/2を超える場合

※消費性能向上計画の認定を受けた複数建築物のうち他の建築物の適合性判定申請には、次の①及び②の書類を添付する必要があります。

- ① 建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定通知書又はその写し
- ② 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請書の副本又はその写し

○建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料

建物用途	床面積等	消費性能向上計画の認定を受けた複数建築物のうち他の建築物	標準計算 (標準入力法)	簡易計算 (モデル建物法)
建築物	～300㎡未満	5,500円	133,500円	51,000円
	300㎡以上 ～1,000㎡未満	9,500円	167,000円	65,000円
	1,000㎡以上 ～2,000㎡未満	15,500円	216,000円	85,500円
	2,000㎡以上 ～5,000㎡未満	47,000円	308,000円	138,500円
	5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	74,500円	379,500円	181,000円
	10,000㎡以上 ～25,000㎡未満	94,000円	449,000円	217,500円
	25,000㎡以上	117,500円	512,000円	255,000円